

平成16年度法務省事前評価実施結果について（要旨）

法務省では、「法務省政策評価に関する基本計画」に基づき、事前評価を事業評価方式で実施し、その結果を取りまとめた。要旨は以下のとおりである。

<b>事業の名称</b>	周南法務総合庁舎整備等事業
<b>政策評価の結果の概要</b>	新営整備を計画している周南法務総合庁舎について、「事業の緊急性」、「計画の妥当性」及び「費用対効果」の観点から評価したところ、事業の緊急性に関する評点が、検察庁105点、拘置支所109点、計画の妥当性に関する評点が、検察庁133点、拘置支所100点、費用対効果（B/C）が2.2となり、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

<b>事業の名称</b>	高知法務総合庁舎新営工事
<b>政策評価の結果の概要</b>	新営整備を計画している高知法務総合庁舎について、「事業の緊急性」及び「計画の妥当性」の観点から評価したところ、事業の緊急性に関する評点が116.8点、計画の妥当性に関する評点が133点となり、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

<b>事業の名称</b>	大分第2法務総合庁舎新営工事
<b>政策評価の結果の概要</b>	新営整備を計画している大分第2法務総合庁舎について、「事業の緊急性」及び「計画の妥当性」の観点から評価したところ、事業の緊急性に関する評点が114.3点、計画の妥当性に関する評点が133点となり、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

<b>事業の名称</b>	宮城刑務所新営工事
<b>政策評価の結果の概要</b>	新営整備を計画している宮城刑務所について、「事業の緊急性」、「計画の妥当性」及び「費用対効果」の観点から評価したところ、事業の緊急性に関する評点が、116点、計画の妥当性に関する評点が、110点、費用対効果（B/C）が2.1となり、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

<b>事業の名称</b>	美祢社会復帰促進センター整備事業
<b>政策評価の結果の概要</b>	新営整備を計画している美祢社会復帰促進センターについて、「事業の緊急性」、「計画の妥当性」及び「費用対効果」の観点から評価したところ、事業の緊急性に関する評点が、100点、計画の妥当性に関する評点が、110点、費用対効果（B/C）が1.8となり、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

<b>事業の名称</b>	福岡刑務所新営工事
<b>政策評価の結果の概要</b>	新営整備を計画している福岡刑務所について、「事業の緊急性」及び「計画の妥当性」の観点から評価したところ、事業の緊急性に関する評点が116点、計画の妥当性に関する評点が110点となり、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

<b>事業の名称</b>	行刑施設における効果的処遇に関する総合的研究
<b>政策評価の結果の概要</b>	<p>行刑施設における効果的処遇に関する総合的研究について、「必要性」、「効率性」及び「有効性」の観点から評価した。</p> <p>その結果、「必要性」については、最近の過剰収容等の問題は喫緊の課題とされ、法務省に置かれた「行刑改革会議」においても議論されるなど、本研究を行う必要がある。</p> <p>「効率性」については、本研究は、実際に刑務官として実務経験のある研究官を中心として行う上、法務省の施設等機関である特性を生かし、行刑施設の全面的な協力を得て行うため、手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。</p> <p>「有効性」については、本研究は、法務省の関係職員に対する職務上の資料として取りまとめられ、今後の行刑施設における効果的な処遇を企画・立案する上で、有効な資料となることが期待され、有効な研究であるといえる。</p> <p>以上から、「必要性」、「効率性」及び「有効性」については、いずれも適正であり、本研究は実施すべきであると評価できる。</p>

<b>事業の名称</b>	保護司の活動実態と意識に関する総合的研究
<b>政策評価の結果の概要</b>	<p>保護司の活動実態と意識に関する総合的研究について、「必要性」、「効率性」及び「有効性」の観点から評価した。</p> <p>その結果、「必要性」については、我が国の保護観察制度にとって、</p>

	<p>保護司の存在は必要不可欠であるところ、本研究を実施することにより、その問題点を明らかにし、解決策を検討することは、今後の更生保護制度の充実・強化のために極めて重要である。</p> <p>「効率性」については、本研究は、実際に保護観察官として保護観察の実務経験のある研究官を中心として行い、保護司に対しての面接やアンケートを実践する。また、本研究は研究官の発意により、これまで、基礎的な研究を進めてきたものであり、当該研究結果を利用するなど、効率化を図っている。以上のことから、手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。</p> <p>「有効性」については、本研究の結果は、取りまとめの上、関係各機関に広く配布し、保護司が直面している保護観察処遇の様々な課題に対する対策や保護観察処遇を効果的に実施するための施策を検討する上での充実強化に関する提言を行うなどの成果が期待できる。</p> <p>以上から、「必要性」、「効率性」及び「有効性」については、いずれも適正であり、本研究は実施すべきであると評価できる。</p>
--	--

<b>事業の名称</b>	薬物乱用者の処遇に関する総合的研究
<b>政策評価の結果の概要</b>	<p>薬物乱用者の処遇に関する総合的研究について、「必要性」、「効率性」及び「有効性」の観点から評価した。</p> <p>その結果、「必要性」については、近年の薬物事犯の増加は、極めて深刻な問題であり、その乱用を防止するための新たな方策を検討することは、喫緊の課題とされており、本研究により多様な処遇方法を検討する必要がある。</p> <p>「効率性」については、本研究は、実際に捜査官として薬物事犯の捜査実務経験のある研究官を中心として行い、法務省の施設等機関である特性を生かし、検察庁や刑務所・更生保護官署などの法務省の関係諸機関の協力を得ながら、より柔軟な薬物乱用処遇プログラムの開発や薬物乱用者を集禁して実施する治療共同体の可能性を検討するなどとしている。また、本研究は研究官の発意により、基礎的な研究を進めてきたものであり、当該研究結果を利用するなど、効率化を図っている。以上のことから、手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。</p> <p>「有効性」については、本研究の研究成果は、取りまとめの上、関係各機関に広く配布し、薬物乱用者の処遇に関する提言を行うなどの成果が期待される。</p> <p>以上から、「必要性」、「効率性」及び「有効性」については、いずれも適正であり、本研究は実施すべきであると評価できる。</p>

<b>事業の名称</b>	ハイテク犯罪に関する基礎的研究
<b>政策評価の結果の概要</b>	<p>ハイテク犯罪に関する基礎的研究について、「必要性」、「効率性」及び「有効性」の観点から評価した。</p> <p>その結果、「必要性」については、近年、ハイテク犯罪は大きな社会問題となってきたが、犯罪形態の複雑化など、その進歩の速度は非常に速く、現状の問題点や対処方法を検討する必要がある。</p> <p>「効率性」については、本研究は、実際に捜査官としてハイテク犯罪の捜査実務経験のある研究官を中心として行い、ハイテク犯罪の対策が進んでいるアメリカに赴いて、捜査上の問題点や対処方法について調査するほか、他の研究機関においてハイテク犯罪の研究を行っている研究者やハイテクの専門家などと意見交換をするなど、手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は高い。</p> <p>「有効性」については、本研究の研究成果は、取りまとめの上、関係各機関に広く配布し、ハイテク犯罪に関する適切な対応策の提言を行うなどの成果が期待される。</p> <p>以上から、「必要性」、「効率性」及び「有効性」については、いずれも適正であり、本研究は実施すべきであると評価できる。</p>

<b>事業の名称</b>	裁判員制度下の検察官研修実施に関する基礎的研究
<b>政策評価の結果の概要</b>	<p>裁判員制度下の検察官研修実施に関する基礎的研究について、「必要性」、「効率性」及び「有効性」の観点から評価した。</p> <p>その結果、「必要性」については、裁判員制度の導入は、司法制度改革の目玉というべき極めて重要な政策であるところ、本制度を有効なものとするためには、裁判の運営方法等様々な問題について検討し、対策を講じなければならず、そのための必要な事項に関する研究は必要不可欠である。</p> <p>「効率性」については、本研究は、実際に捜査官として捜査・公判の捜査実務経験のある研究官を中心として行うほか、法務省の施設等機関という特性を生かし、実際に捜査・公判に従事している検察官と共同して、裁判員制度下の公判運営及び捜査の在り方について検討するなど、手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。</p> <p>「有効性」については、本研究の結果は、法務省の関係職員に対する職務上の資料として取りまとめられ、検察の現場に還元することにより約5年後に実施される予定である裁判員制度下における公判運営の方法や捜査の在り方などに対する方策を検討していくための、有効な研究となることが期待される。</p> <p>以上から、「必要性」、「効率性」及び「有効性」については、いずれも適正であり、本研究は実施すべきであると評価できる。</p>